

追加募集しています！(当初申請で辞退があり追加募集)

住宅リフォーム補助制度のおしらせ

5月に一次募集受付を行いました但し辞退がありましたので、住宅リフォーム補助制度の追加募集(若干名)を行います。



○補助額

★対象工事費の **20%**

★最高限度額 **20万円**

○申請できる人

- ①南風原町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の居住者(建築後、1年以上経過)
- ③町税等の滞納のない方

○対象となる住宅

南風原町内にある個人住宅で以下のもの

- ①自己所有住宅(建築後、1年以上経過)

○対象となる工事

- ①対象工事費が20万円以上
- ②バリアフリー改修、省エネ改修、住宅の耐久性を向上させる改修工事
- ③令和2年2月28日までに工事が完了し、かつ、工事代金の支払も完了し、町へ実績報告が終了できるもの。

○工事を行う業者について

南風原町に本社又は営業所のある事業者(町内個人事業者も含みます。)

○補助額

★対象工事の **20%**

★最高限度額 **20万円**

例①
対象工事費 40万円
 $40万円 \times 0.2(20\%) = 8万円$
助成額 8万円

例②
対象工事費 120万円
 $120万円 \times 0.2(20\%) = 24万円$
※助成額の最高限度額は20万円

- ※交付決定後に工事着手するものが対象となります。
- ※すでに着手済、完成済の工事については、対象外になりますので、ご了承ください。
- ※平成24・25・26・27・28・29・30年度にリフォーム補助制度を受けた方は、今回の補助対象外となります。

○応募について

令和元年10月21日(月)から11月15日(金)までの受付期間になります。
応募期間は令和元年11月15日(金)までです。

ただし、11月15日(金)までの受付で応募数が予算の範囲を超えた場合には事務局で抽選とします。

○補助対象工事(下記の①～③)

①バリアフリー改修工事◎

- ・通路等の拡幅、階段勾配の緩和
- ・浴室改良・便所改良・手すりの取付
- ・段差の解消・出入口の戸の改良
- ・滑りにくい床材料への取替

②省エネ改修工事◎

- ・窓の断熱・床の断熱・屋根及び天井の断熱・壁の断熱

③住宅の耐久性を向上させる改修工事◎

- ・柱、はり等の主要構造物のはく離したコンクリートの除去及び改修・ひさし、天井裏などのコンクリート除去及び補修

注意 ×対象とならない工事例×

- ×バリアフリーに該当しない浴室、便所、出入口の改修工事
- ×断熱を伴わない床の改修、屋根、壁及び天井の改修工事
- ×門、塀、柵などの外構工事